

事業者の皆様へ

平成22年2月 都市整備局建築指導課

簡易リフト・エレベーターに関する 建築基準法の手続きについて

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法に基づく確認申請等の手続きがされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続き（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問合せについては、裏面に記載している4市又は宮城県の担当部署までお願いいたします。

建築基準法では、

- ・ 簡易リフト
 - ・ 1 t 未満のエレベーター
- についても、原則として

- ① 「建築確認」
- ② 「完了検査」
- ③ 「定期検査報告」

問合せ先(建築基準法に関する問合せは下記までお願いします。)

設 置 場 所	担 当 部 署	連 絡 先
仙台市内	仙台市 建築指導課	022-214-8348 (直通)
塩竈市内	塩竈市 建築課	022-364-1111 (代表)
石巻市内	石巻市 建築指導課	0225-95-1111 (代表)
大崎市内	大崎市 建築住宅課	0229-23-8057 (直通)
それ以外の市町村	宮城県 建築宅地課	022-211-3243 (直通)

4 参考

労働安全衛生法と建築基準法における「エレベーター」の取り扱いの違い

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター (一般公衆の用に供されるものは除く)で積載荷重0.25 t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機 (用途・積載荷重にかかわらず)
区分	●エレベーター かごの面積 1 m²超かつ 高さ1.2m超 ●簡易リフト かごの面積 1 m²以下又は 高さ1.2m以下	●エレベーター かごの面積 1 m²超または 高さ1.2m超 ●小荷物昇降機 かごの面積 1 m²以下かつ 高さ1.2m以下
	高↑ 高さ 低↓ 小← 面積 → 大	高↑ 高さ 低↓ 小← 面積 → 大 ※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。